

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成 5 年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金) 第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(7) [略] (8) 予防接種料 使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に 1 回につき <u>331点</u>（3 歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>536点</u>、3 歳以上 6 歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>406点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあっては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。 (9) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1 回につき <u>540点</u> (10)～(17) [略] 2・3 [略]	(利用料金) 第 7 条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(7) [略] (8) 予防接種料 使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に 1 回につき <u>337点</u>（3 歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>542点</u>、3 歳以上 6 歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>412点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあっては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。 (9) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1 回につき <u>547点</u> (10)～(17) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。